

# 平成21年度ぎふクリーン農業登録更新講習会開催要領

(社)ぎふクリーン農業研究センター

ぎふクリーン農業表示要綱に基づき、ぎふクリーン農業生産登録及びぎふクリーン農産物加工登録の有効期間を更新する場合に、更新当年度もしくは前年度に受講が必要な登録更新講習会を次のとおり開催します。

今年度登録更新を要する方（平成18年度に登録更新もしくは新規登録した方）は、第1回から第5回までのうち、いずれかの講習会を受講していただく必要があります。

（ただし、昨年度の講習会を受講済みの方については、今年度の受講は免除されます。）

また、来年度更新予定の方（平成19年度に登録更新もしくは新規登録した方）についても、あらかじめ今年度の登録更新講習会を受講することができます。

## 1 日程及び会場

	日 時	場 所
第1回	7月10日(金) 13:30~16:00	恵那総合庁舎 南棟会議室 恵那市長島町正家後田1067-71
第2回	7月28日(火) 13:30~16:00	西濃総合庁舎2F 2-3会議室 大垣市江崎町422-3
第3回	8月6日(木) 13:30~16:00	シンクタンク庁舎5F 大会議室 岐阜市藪田南5-14-12
第4回	10月26日(月) 13:30~16:00	飛騨総合庁舎分館3F 大会議室 高山市上岡本町7-468
第5回	11月5日(木) 13:30~16:00	中濃総合庁舎5F 大会議室 美濃市生櫛1612-2

※会場の都合により、希望日に受講できない場合があります。

その場合は、あらかじめ連絡させていただきますので御了承ください。

※受付は、30分前から行います。

## 2 受講対象者

平成21年度及び22年度に登録更新申請を行う予定の次に示す方

- ①申請者本人（団体登録の場合は代表者）
- ②申請者の代理人（講習会当日に所定の「委任状」を提出してください）

## 3 講習内容

- (1) 農薬取締法および食品衛生法に関すること
- (2) 農薬及び化学肥料を削減する農業生産技術と生産行程管理に関すること
- (3) ぎふクリーン農業の制度と登録者の責務に関すること
- (4) ぎふクリーン農業登録更新手続きに関すること

## 4 受講申込期限

平成21年7月7日（火）

## 5 受講申込方法

別紙「受講申込書」に必要事項を記入の上、センターあて郵送又はFAX願います。

## 6 その他

講習会終了後「講習会受講認定証」を交付します。